

通学路の安全確保について

平成30年度 第1回 習志野市総合教育会議

学校教育部 学校教育課

「通学路」とは

一般的な定義

児童・生徒が学校に通学するための安全な道路

保護者が児童・生徒の通学経路を学校に報告
学校は集約したものを教育委員会に提出

「通学路」とは

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令
第四条

一 児童又は幼児が小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む）若しくは幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所（以下これらを「小学校等」という）に通うため、一日につきおおむね40人以上通行する道路の区間

「通学路」とは

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令
第四条

二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、**小学校等の敷地の出入口から1キロメートル以内の区域**に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

「通学路安全対策協議会」の設置へ

通学路における交通安全の確保については、平成25年5月31日に文部科学省、国土交通省、警察庁による通知を受け、習志野市でも平成25年度に立ち上げ



平成26年度から中学校、平成27年度から習志野市PTA連絡協議会が参加

「通学路安全対策協議会」を設置

目的

通学路における危険箇所の共通理解及び通学路の安全を確保するため、学校、教育委員会、関係機関等の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討を行い、地域全体で安全対策を講ずるため。

「通学路安全対策協議会」を設置

協議会委員

小・中学校教頭、習志野市役所道路課、習志野警察署交通課、習志野市PTA連絡協議会代表、青少年センター、学校教育課

「通学路安全対策協議会」の活動内容

第1回(平成30年5月22日)

協議会の目的及び年間計画の確認、委嘱状の交付

第2回(平成30年7月2日～6日)

合同点検の実施

第3回(平成30年11月14日開催予定)

合同点検のまとめ及び来年度の計画

合同点検に向けて

各校において情報収集



点検箇所(4か所程度)を学校教育課へ提出



習志野市役所道路課、習志野警察署交通課、青少年センターと情報を共有



合同点検の実施

合同点検の様子



合同点検の参加者

- ・教頭
- ・PTA

- ・市役所道路課
- ・習志野警察署交通課
- ・青少年センター
- ・学校教育課

合同点検を終えて

合同点検にて、対策（新規設置や修繕）の確認



第3回で合同点検のまとめを報告



習志野市役所道路課、習志野警察署交通課主管の下、新規設置や修繕



通学路を改善し、安全確保へ

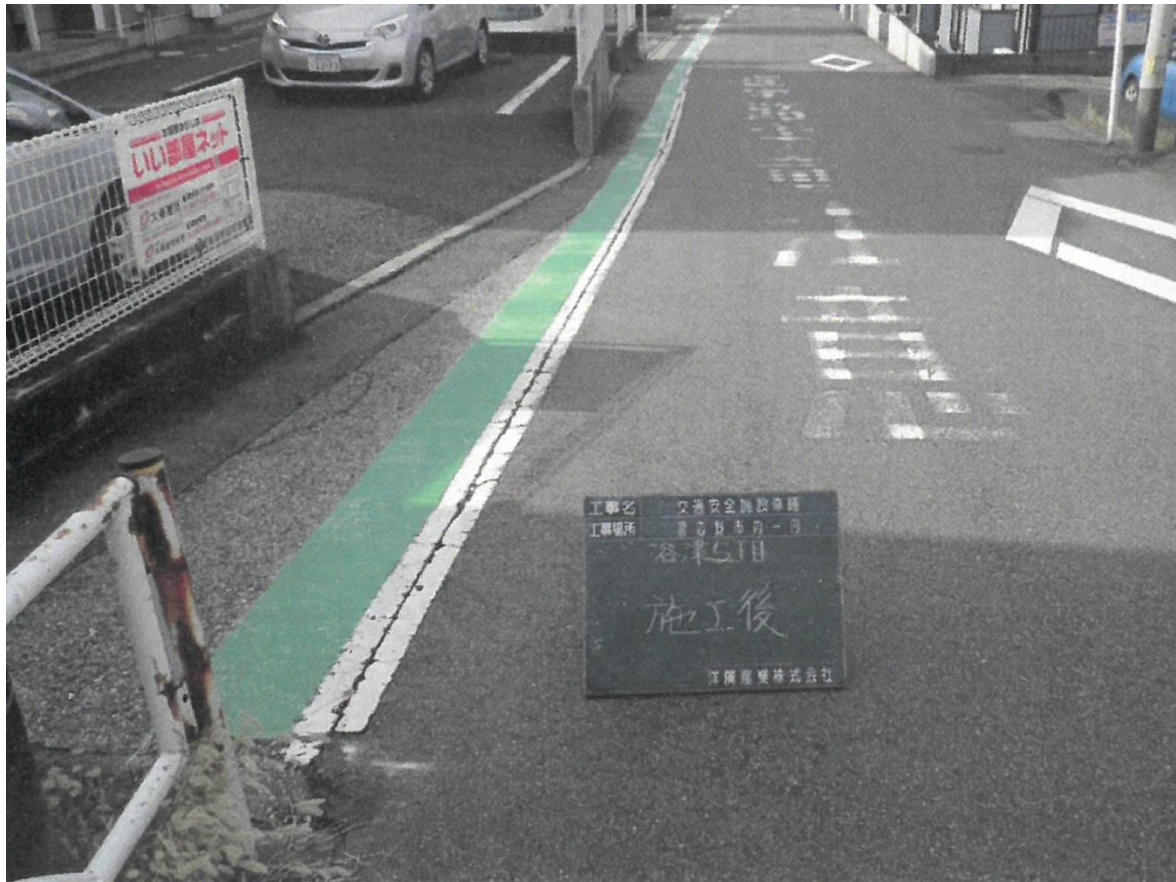
対策について



電柱幕

- ・運転手に注意喚起を促す
- ・路面標示が難しい箇所では有効

対策について



路側帯カラー舗装

- ・運転手に注意喚起を促す
- ・歩行者に歩道の意識
- ・道幅が狭い箇所では有効

対策について



減速ドット線の標示

- ・運転手に注意喚起を促す
- ・スピードが出やすい箇所では有効

対策について



門型車止め ストップマーク

- ・歩行者に注意喚起を促す
- ・飛び出しが多い箇所では有効

ブロック塀の一斉調査について

6月18日の大阪北部を震源とする最大震度6弱の地震発生により、ブロック塀が倒壊し、小学4年女児が犠牲に



6月19日付け教学第388号にて、各小・中学校へ一斉調査の依頼



各校の教員が目視による点検を実施、6月27日までに各校から回答



建築指導課、都市政策課と情報を共有